

地方公務員災害補償基金理事長 殿

総務省自治行政局公務員部長
(公 印 省 略)

石綿による健康被害に係る地方公務員災害補償法第 63 条に規定する時効の
取扱いについて（通知）

標記の件については、「地方公務員災害補償法第 63 条に規定する時効の取扱いについて」（平成 18 年 2 月 10 日付け総行安第 63 号）等により累次通知してきたところですが、この度、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 72 号。以下「改正法」という。）が、令和 4 年 6 月 17 日から施行され、特別遺族給付金の請求期限の延長及び支給対象の拡大等の措置が講じられることとなりました。

つきましては、地方公務員災害補償制度においても、改正法の趣旨にかんがみ、地方公務員災害補償法（以下「地公災法」という。）第 63 条に規定する時効について、下記のとおり取り扱われるようお願いいたします。

記

- 1 地公災法第 63 条に規定する遺族補償の時効期間が満了した事案であっても、以下の要件を全て満たす場合は、同条に定める補償を受ける権利にかかる時効の利益を放棄するものとする。
 - ① 改正法による改正後の石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する同法の施行の日から 20 年を経過する日の前日までに死亡したものであること。
 - ② 傷病が、法第 2 条第 2 項に規定する指定疾病等であること。
 - ③ 請求した日が、法第 59 条第 5 項に規定する請求期間内であること。
- 2 遺族補償年金を受ける権利にかかる時効の利益は放棄するものの、当該年金の支給は、請求した日から 5 年間遡及するにとどめるものとする。